

試験問題（二〇一三年九月三日施行）

憲法第二部

日比野 勤

- 一 「国民代表」の概念と制度について、イデオロギー批判の観点から論じなさい。
- 二 憲政の現実における「議院内閣制」の本質と機能について、できれば比較憲法的視点も踏まえて、論じなさい。
- 三 つぎの二つの見解のいずれか一つについて、憲法解釈上の観点から論じなさい。
  - (1) 天皇又は皇太子が、東京にオリンピックを招致するため、政府の意向を受け、IOC総会などに出席し演説するなど、誘致活動に従事することは、天皇の政治的中立性という憲法原則に反する。
  - (2) 日本の自衛隊が、日本の平和と安全に直接かわりを持たない、たとえば南大西洋上の島嶼における武力衝突において、米軍の軍事活動を支援するのは、憲法九条に違反する。

注意事項

- ・すべての問いに解答すること。
- ・解答の順序は問わないが、冒頭に問いの番号を書いておくこと。
- ・答案は縦書きのこと。ただし、外国国籍のものは横書きでもよい。
- ・解答が答案用紙に書ききれないときは、答案用紙の裏に書いてもよい（ただし、一頁以内に限る）。
- ・持ち込みは許可されていない。
- ・質問は受け付けない。